○厚生労働省告示第百二十一号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の五第四項及び附則第十四条の四第四項並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の規定に基づき、平成二十五年度における同法による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項、附則第十九条の二及び第二十四条の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

区分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率	○・○○○六八六
省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・○九八○八
省令第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・○八三五八
省令第九条第三項に規定する概算補正係数	一・○五二○六
省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額	四○五、九四九円
省令第十五条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・○五九四二
省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額	四○○、八九○円
省令第十七条において準用する省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率	○・○○○六八六
省令第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○三七三九
省令第十八条第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	マイナス○・○○二三五
省令第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○六九○一
省令第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九八七一四
省令第二十条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象額	七十円
省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	四円二十銭
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	○・○○一三六八
省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○五九五六
省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	○・九三九六八
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	五二、五一四円
省令第四十条に規定する加入者一人当たり負担額	四六、一三四円
省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	四円二十銭
省令附則第十八条の二に規定する加入者一人当たり負担見込額	二円八十銭
省令附則第十九条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	八十七銭
高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率	○・○○五六一五四
法附則第十四条の四第四項に規定する支援金確定拠出率	○・○○六一○九七九

○厚生労働省告示第百二十二号

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基づき、平成二十五年度の単位掛金額を四万四千七百円と定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第百二十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七条第一項の規定に基づき、障害者雇用対策基本方針（平成二十一年厚生労働省告示第五十五号）の一部を次のように改正し、同条第五項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

はじめの3中「平成24年度までの4年間」を「平成25年度までの5年間」に改める。

○厚生労働省告示第百二十四号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の二第二項第八号、第六十四条の三第三項第三号並びに第六十四条の六第二項第二号及び第三項第三号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和五十四年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正前の別表第三に掲げる香川県の白ゆり服装学院を卒業した者については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

第二条中「、第六十四条の四第三項第六号及び第七号、第六十四条の五第三項第六号及び第七号」を削る。

別表第三中「白ゆり服装学院　香川県」を削る。

○厚生労働省告示第百二十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

第三条第三項中「行った者については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない」を「行うに当たり法第11条第1項の規定に違反した者については、法第18条第1項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該違反の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しない。ただし、当該違反の内容等が、社会的影響が小さくかつ悪質でない場合については、この限りではない」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第四項中「前項各号」を「前項」に改め、同条第七項中「研究活動の不正があったと認められ、法第18条第1項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた者」を「補助金の交付対象事業において研究活動の不正があったと認められた者（当該不正があったと認められた研究に係る論文等の内容について責任を負う者を含む。）」に改め、同条第八項中「補助金交付決定取消事業が当該補助金交付決定取消事業」を「補助金の交付対象事業が、当該補助金の交付対象事業」に、「、当該補助金交付決定取消事業」を「、当該交付対象事業」に改める。